

「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」

について

(答申)

平成 26 年 7 月

高知県社会教育委員会

はじめに

高知県社会教育委員会は、平成24年10月31日、高知県教育委員会から「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」について、諮問を受けました。社会教育には、学習活動を通じて人々を結びつけ、地域や暮らしの課題を解決する学び合い・育ち合いの機能があります。また、「学習活動は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々をなすがままに動かされる客体から自らの歴史を綴る主体へと変えていくものである」(ユネスコ『学習権宣言』1985年)とも言われます。厳しい経済状況や中山間地域の過疎・高齢化、子どもたちの発達危機、南海トラフ地震への対応など、生命と暮らしに関わる重要課題を抱える高知県にとって、社会教育が持つ機能をより有効に活用できないか。県民の生活や教育に関わる様々な課題が山積している今こそ、社会教育の充実を望みたい。諮問を受けた社会教育委員一人一人の思いです。

平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画では、4つの基本方針の一つである「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」のなかで、「学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進」が掲げられ、地域の様々な主体との連携・協働による地域課題解決への支援として、社会教育推進体制の強化が謳われています。そこでは、社会教育行政が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や、民間団体、大学等の地域の多様な主体と、より積極的に連携を仕掛けっていくための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える社会教育主事等の専門人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進することが目指されています。

私たち社会教育委員会は、8回にわたる協議の中で、高知県の社会教育に係るデータに基づき、その現状と課題を整理するとともに、現地視察や委員による実践報告によって先進的な事例に学びながら、今後の高知県の社会教育の在り方について検討を重ねてきました。データから見えてくる現状には、市町村財政の悪化等による公民館活動等の停滞、社会教育の担い手の減少、社会教育関係団体の組織力の低下等、かつてに比べても厳しい状況がありますが、一方で、自治会・公民館・まちづくり協議会が一体となり支え合いの地域づくりを10年間続けてきている実践（芳原まちづくり協議会）や、地域の産業・環境・福祉・教育などの事業展開をしつつ地域づくりを進めているNPO（NPO法人とかの元気村）など、互助・共助による活力あるコミュニティを生み出してきている事例も見られます。また、夜間部における聴講生制度や外部講師を活用して社会人の学習機会を拡げてきている県立高校の取り組みや、学校・地域振興・観光・企業・福祉・ボランティアといった広範なネットワークと確かなガバナンスで着実に成果を上げてきている県立文学館の実践等は、今後の社会教育活動及び行政の方向性を示していると思われます。

この答申では、高知県における社会教育の現状と課題を踏まえつつ、学びの場を核にした地域コミュニティの形成、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する取組の推進、地域における「学び」や「学び直し」に向けた学習環境の充実、社会教育関係者の資質向上と人づくりネットワークの4つの視点から今後の高知県における社会教育の方向性と社会教育行政における具体的な方策を提言しています。この答申が予算を伴った施策に反映されることを強く望みます。

目 次

第1章 社会教育の意義	1
-------------	---

第2章 高知県における社会教育の現状と課題

1 高知県の諸情勢	
(1) 人口推移と将来推計人口、高齢化率	2
(2) 地域の支え合いに関する意識等	3
(3) 地域の教育力	4
①子どもと大人の関わり（公立小学校）	
②学校支援ボランティア（公立小学校）	
③子育て関係	
(4) 若者の現状	6
① 若年無業者	
② 中途退学者（高等学校）	
③ 不登校児童生徒（小・中学校）	
(5) 平成25年度県民世論調査「県民の生涯学習に対する意識について」（抜粋）	8
① 問：『あなたは、この1年くらいの間に生涯学習をしたことがありますか』	
② 問：『あなたは今後どのような生涯学習をしたいと思いますか』	
③ 問：『あなたは、どのような場所や形態で生涯学習をしたことがありますか』	
④ 問：『あなたが生涯学習をしていない理由は何ですか』	
⑤ 問：『あなたは、人々の生涯学習をもっと盛んにしていくため、国や県、市町村 はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか』	

2 高知県の社会教育推進体制

(1) 社会教育関係職員	10
① 社会教育専門職員の人数の推移（全国）	
② 社会教育主事	
③ 公民館職員	
④ 市町村社会教育行政担当職員	
(2) 社会教育委員	13
① 市町村社会教育委員の現状	
(3) 社会教育関係者の人材育成	14
① 社会教育関係者の研修	
(4) 社会教育関係団体・NPOの活動状況	16
① 社会教育関係団体の活動状況	
② NPO法人（特定非営利活動法人）の活動状況	

(5) 公民館	18
① 公民館の設置数	
② 公民館の利用	
③ 講座、学習プログラムの開設状況	
④ 公民館の学習情報の発信方法	
⑤ 公民館運営審議会の設置状況	

第3章 今後の高知県における社会教育の在り方

1 高知県の社会教育の方向性

(1) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成	23
(2) 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する取組の推進	23
(3) 地域における「学び」や「学び直し」に向けた学習環境の充実	24
(4) 社会教育関係者の資質向上と人づくりネットワーク	25

2 高知県の社会教育行政の具体的な方策

(1) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成	26
(2) 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する取組の推進	28
(3) 地域における「学び」や「学び直し」に向けた学習環境の充実	30
(4) 社会教育関係者の資質向上と人づくりネットワーク	31

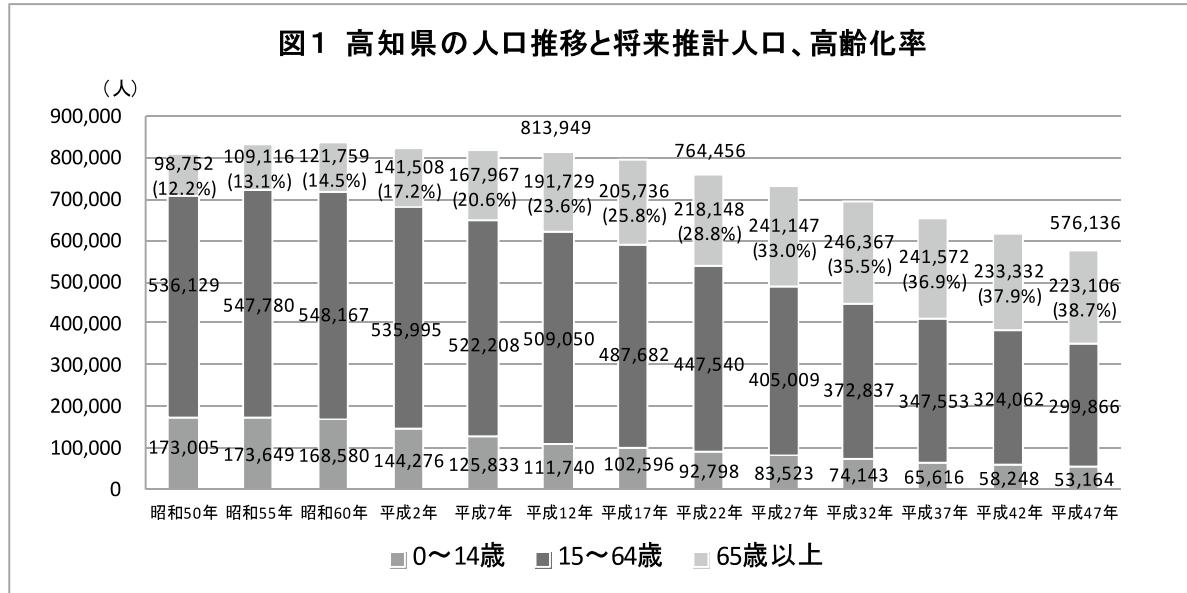
第1章 社会教育の意義

- 現在、我が国では、少子化・高齢化、核家族化、都市化などにより、地域の連帯感や人間関係の希薄化、人々の孤立化が進んできています。また、個人と社会との関わりが弱くなる中で、青少年の健全育成や地域の医療・福祉、環境の保全などの様々な課題に対して、適切な対応が難しくなっていることが指摘されています。
本県においても、少子化・高齢化が急激に進行しているうえ、過疎化や若者の県外流出による後継者不足などが顕著に見られ、地域の維持・発展に大きな影響を与えています。それに加え、産業振興、健康増進、防災・減災対策、子どもたちをめぐる教育課題の解決など、県民の生活や教育に関わる様々な課題が山積しています。
- 社会教育の原点は、子どもからお年寄りまですべての人が心豊かに暮らすことができる地域社会を創造していくこと、そしてそのための学びの場を創り出していくことです。社会教育行政は、関係機関・施設、団体等と連携したネットワークづくりを進めながら、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われる環境を醸成する役割を、一層果たす必要があります。
- 平成25年6月に出された第2期教育振興基本計画では、「自主・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められています。4つの基本的方向性の一つ「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の成果目標は、「個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の社会への自律的な参画を拡大する。」とされています。
- こうしたなか、地域住民が当事者意識を持ち、課題解決に向けて積極的に行動することがこれまで以上に求められています。趣味・教養に関する講座等だけでなく、現代的・社会的課題に応じた学習を充実させることによって、地域住民の資質や能力が高められることが期待されます。そして、その高められた資質や能力を、個人や地域の課題解決に向けた学習活動やボランティア活動等で發揮することで地域が活性化されます。さらに、地域住民が個人の力を高めながら、つながりあい、積極的に行動することにより、地域住民の間に「絆」が生まれ、住民同士のつながりがより強まります。
- 東日本大震災を機に、家族や地域のつながりの重要性が再認識され、地域や社会に貢献しようとする人々の意識が高まるなど、社会教育のもたらす「絆づくり」の重要性は増しています。
社会教育には、地域住民一人一人の持つ資質や能力を高め、その力を地域活動に生かす「人づくり」、そういう人々の活動が地域の課題解決や活性化につながる「地域づくり」、そして、それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」という大切な役割があり、さらなる振興が望まれています。

第2章 高知県における社会教育の現状と課題

1 高知県の諸情勢

(1) 人口推移と将来推計人口、高齢化率



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より)*¹

県内の人口は、平成22年の国勢調査では約76万4千人でしたが、25年後の平成47年には約19万人が減少し、約57万6千人になると推計されています。

県の高齢化率（65歳以上人口比率）は、平成22年は28.8%（全国3位／全国23%）となっており、全国より10年先行しています。平成47年には、県民の約4割が65歳以上となり、その後も、高齢化の進行が予想されます。

《高齢化に関する課題》

- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつながる学習活動への支援
- 地域で支えあう人間関係づくりに向けた世代間交流の促進

* 1 平成22年までは国勢調査。総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致していない。

(2) 地域の支え合いに関する意識等

図2 地域の支え合いは大事だと思いますか

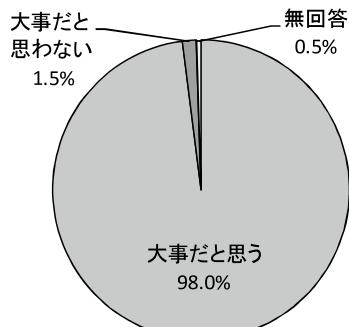
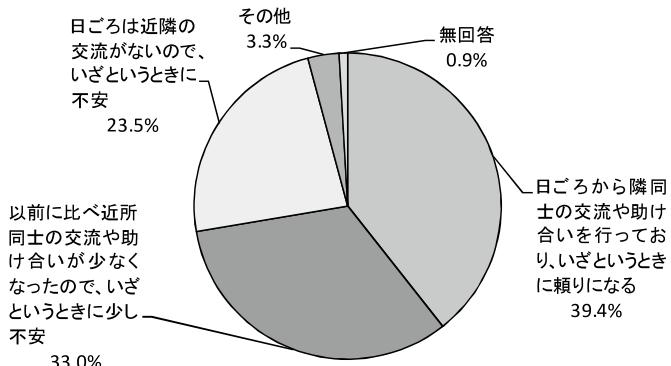


図3 地域での支え合いについて、どのように感じていますか



(図2～3 平成23年度県民世論調査より)

平成23年度に行った県民世論調査「南海地震対策について」では、「いざというときの『地域の支え合い』は大事だと思いますか」という質問については、「大事だと思う」と回答した割合が98.0%と、大多数の人が地域の支え合いを重視していることがわかります。

また、「地域での支え合いについて、どのように感じていますか」の質問については、「日ごろから隣同士の交流や助け合いを行っており、いざというときに頼りになる」と回答した割合が39.4%と最も高く、「以前に比べ近所同士の交流や助け合いが少なくなったので、いざというときに少し不安」33.0%、「日ごろは近隣の交流がないので、いざというときに不安」23.5%の順となっています。

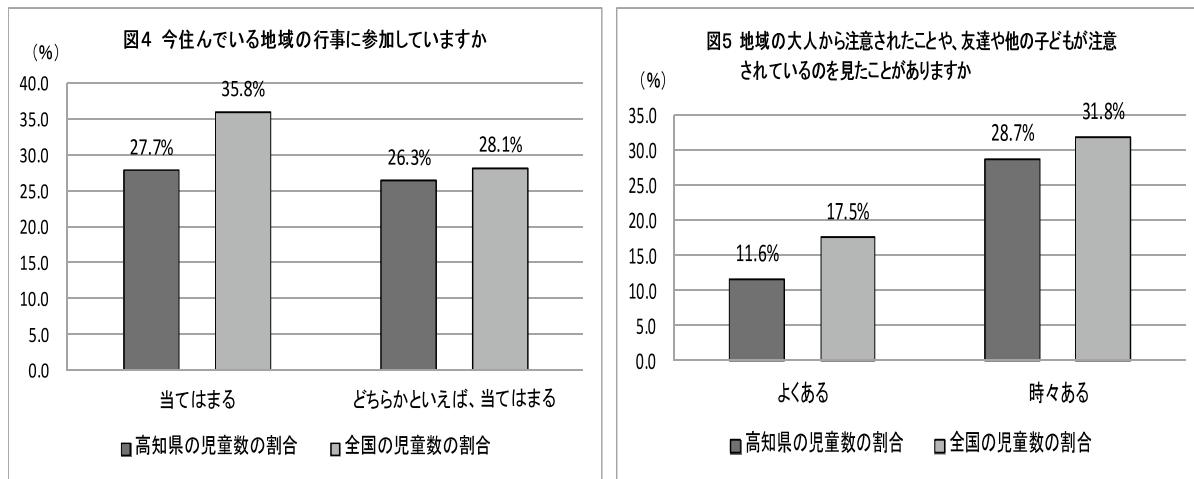
地域での支え合いは大切だと思っているものの、近所との交流の少なさや助け合いに不安を持っている住民が多いことがわかります。

《地域の支え合いに関する課題》

- 住民のつながりを生み出す地域活動の活性化

(3) 地域の教育力

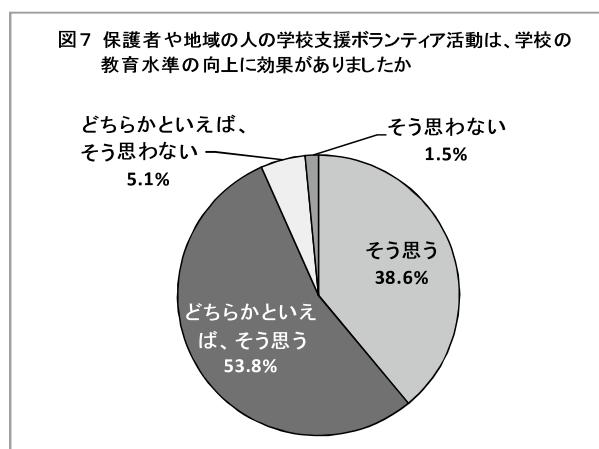
①子どもと大人の関わり（公立小学校）



(図4～6 平成25年度全国学力・学習状況調査より)

- 平成25年度全国学力・学習状況調査の「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」では、『今住んでいる地域の行事に参加していますか』『地域の大人（学校や塾・習い事の先生除く）から注意されたことや、友達や他の子どもが注意されているのを見たことがありますか』『地域の大人（学校や塾・習い事の先生除く）から褒められたことがありますか』という質問について、肯定的に回答した割合が全国より低く、本県の子どもも地域の大人との関わりが少ないことがわかります。

② 学校支援ボランティア（公立小学校）



(平成25年度全国学力・学習状況調査より:高知県)

- 学校支援ボランティアについて、県内では92.4%の公立小学校が、「保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があった」と回答しています。同じく、公立中学校でも85.4%が、「効果があった」と回答しており、地域による学校支援活動が進展し、効果を発揮していることがわかります。

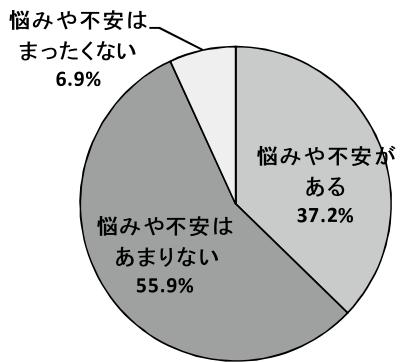
③ 子育て関係

表1 子育てに関する現状

	項目	比率	全国との比較
1	出生率（人口千対）	7.0‰	全国44位（H24）
2	6歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合	84.7%	全国83.7%（H22）
3	6歳未満の子どもがいる世帯に占める共働き世帯の割合	55.5%	全国40.4%（H22）
4	ひとり親世帯率	2.26% 2.28%	全国4位（H17） 全国3位（H22）
5	就学援助率	24.38%	全国3位（H25）

（表中1～4は日本一の健康長寿県構想（第2期バージョン3）、表中5は文部科学省調査より）

図8 子育てについての悩みや不安



（文部科学省委託調査：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究【平成20年】より：全国）

○ 本県は全国と比較して、核家族や共働き、ひとり親家庭が多い状況にあり、また、就学援助率が高く、子育てに厳しい環境にある家庭が多いと考えられます。

また、平成20年に行われた文部科学省委託調査の家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究では、子育てについて、保護者の37.2%が「悩みや不安がある」と回答しています。

現代社会は、親子の育ちを支える人間関係が弱まっており、子育て家庭を社会全体で支える必要性がますます高まっています。

『地域の教育力に関する課題』

- 子どもと地域の大人との関わりを増やす施策の促進
- 学校の教育環境を支える地域の教育力の向上
- 孤立化する傾向にある子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

(4) 若者の現状

① 若年無業者

表2 若年無業者の状況

項目	年	県内の状況
若年無業者 (15歳～34歳)	平成17年	3,230人 (比率:1.88%)
	平成22年	1,887人 (比率:1.33%)

(国勢調査(総務省)より)

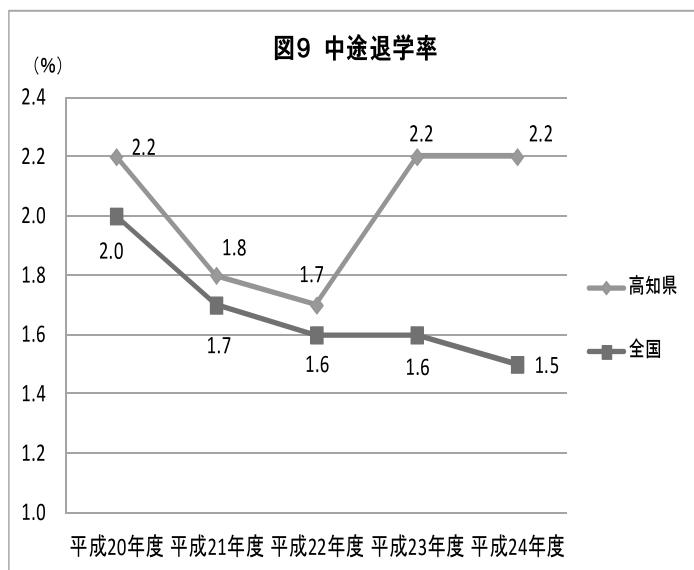
- 平成22年の国勢調査によると本県の若年無業者^{*2}の数は、平成17年の調査と比較して1,343人減少していますが、15歳から34歳人口に占める比率は1.33%（全国1.10%）となつており、全国と比較して高い割合で推移しています。

② 中途退学者（高等学校）

表3 中途退学者の状況

(単位：人)

	高知県			全 国
	高知県（公立）	高知県（私立）	合 計	
平成22年度	282	82	364	55,415
平成23年度	298	152	450	53,869
平成24年度	330	118	448	51,781



(表3・図9 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)より)

- 平成24年度の本県全体の中途退学者数は448人で、前年度とほぼ同数となっています。
- 公立高等学校では、前年度と比較すると32人増加し、2年連続の増加となっており、私立高等学校では、前年度と比較すると34人減少しています。

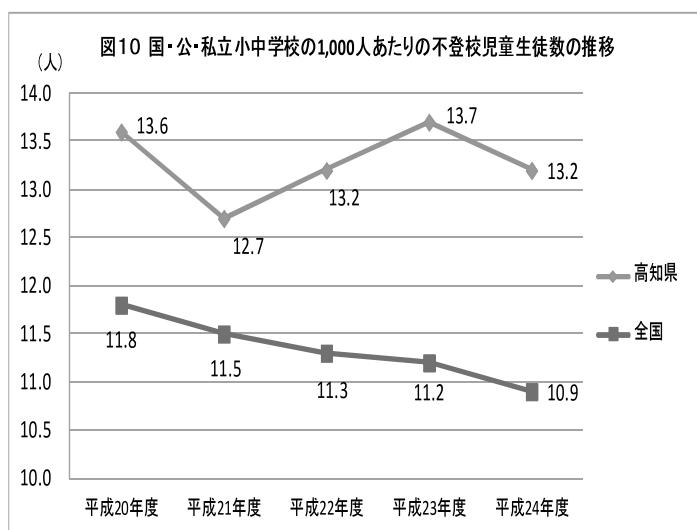
中途退学率は2.2%（全国1位）で、全国平均より0.7ポイント高くなっています。

* 2 年齢15歳～34歳の非労働力人口（就業しておらず、かつ就業の意思のない者）のうち、家事も通学もしていない者。

③ 不登校児童生徒（小・中学校）

表4 不登校児童生徒の状況

平成24年度	高知県		全 国	
	人 数	出現率 (%)	人 数	出現率 (%)
小学校	135	0.36	21,243	0.31
中学校	623	3.10	91,446	2.56
合 計	758	1.32	112,689	1.09



(表4・図10 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)より)

○ 本県の小・中学校における平成24年度の不登校^{*3}児童生徒数は、小学校では135人（前年度比2人増）、中学校では623人（前年度比50人減）、合計758人となっています。

小・中学校合計の不登校児童生徒出現率は1.32%で、全国平均より0.23ポイント高くなっています。

小・中学校の1,000人あたりの不登校児童生徒数は13.2人（全国4位）となっており、全国と比較して高い割合で推移しています。

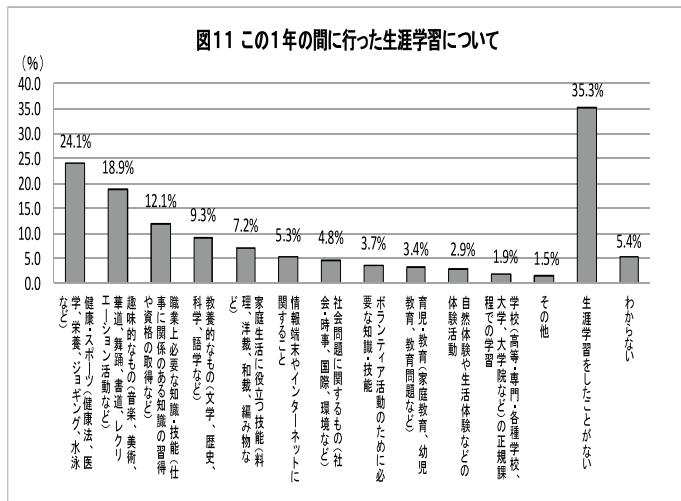
『困難を抱える若者に関する課題』

- ニートや引きこもり傾向にある若年無業者等や、中途退学者等の困難を抱えた若者に対する就学や就労に向けた支援の強化

* 3 1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的原因・背景により児童生徒が登校したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）をいう。

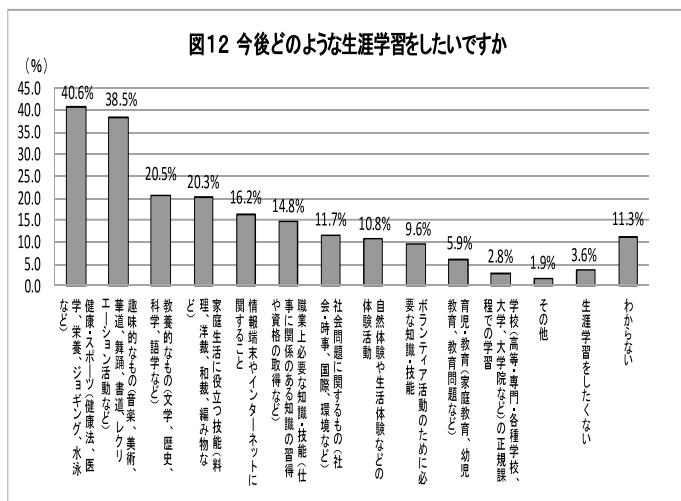
(5) 平成 25 年度県民世論調査「県民の生涯学習に対する意識について」(抜粋)

① 問：『あなたは、この 1 年くらいの間に生涯学習をしたことがありますか』



- 平成 25 年度県民世論調査において行った生涯学習に対する意識について、この 1 年の間に行った生涯学習については、「生涯学習をしたことがない」と回答した割合が 35.3% と一番多く、次いで「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が 24.1%、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」18.9% となってています。

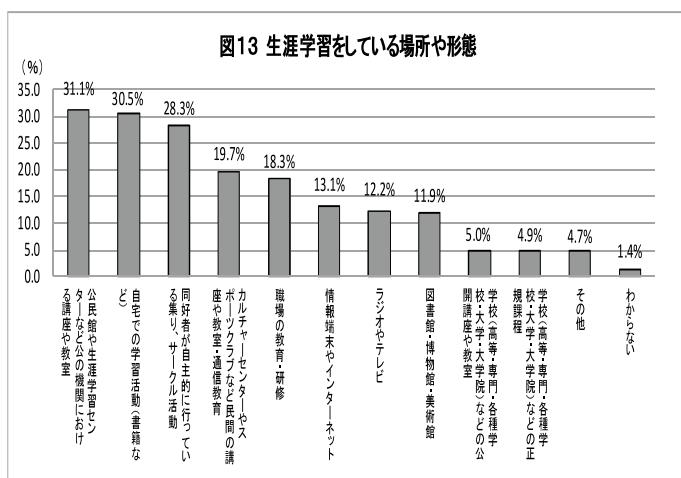
② 問：『あなたは今後どのような生涯学習をしたいと思いますか』



- 今後してみたい生涯学習については、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が 40.6% と一番多く、次いで「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」が 38.5%、「教養的なもの（文学、歴史、科学、語学など）」が 20.5% と続いています。

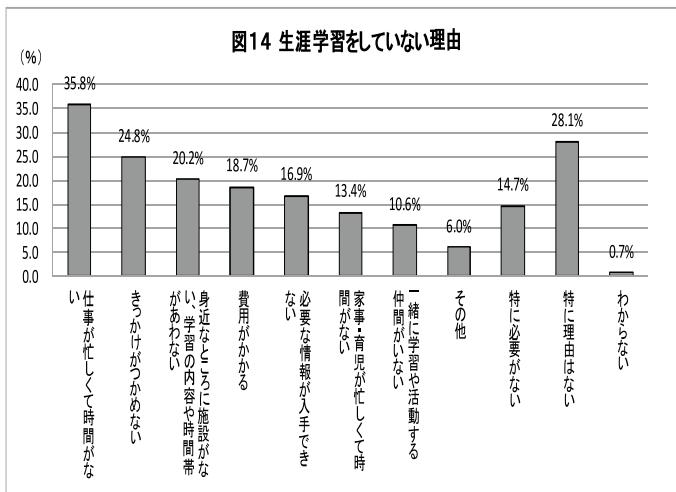
今後「生涯学習をしたくない」と回答した割合は 3.6% となっています。

③ 問：『あなたは、どのような場所や形態で生涯学習をしたことがありますか』



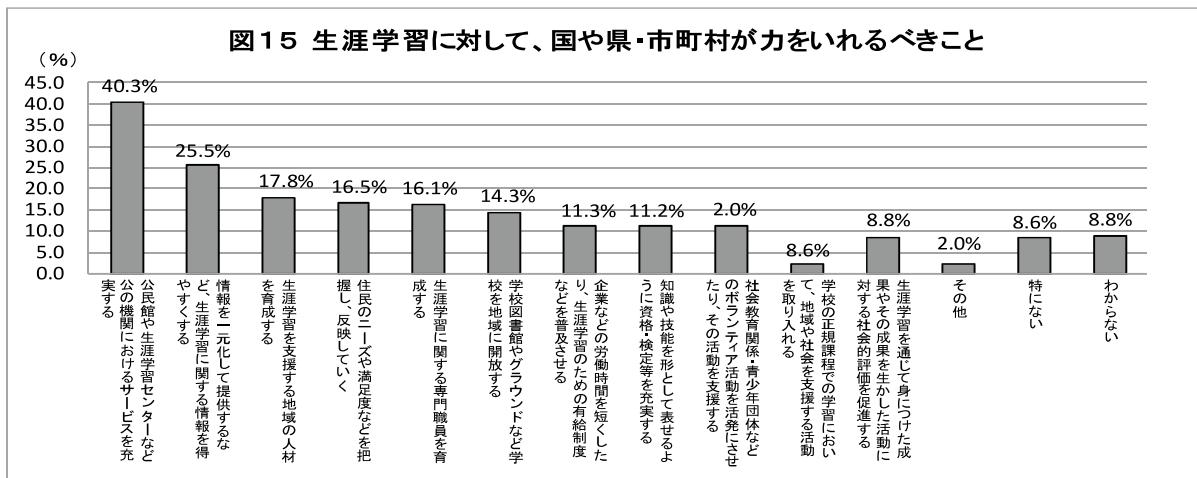
- 生涯学習をしている場所や形態については、「公民館や生涯学習センターなど公の機関における講座や教室」が 31.1% と一番多く、次いで「自宅での学習活動(書籍など)」が 30.5%、「同好者が自主的に行っている集り、サークル活動」が 28.3% となっています。

④ 問：『あなたが生涯学習をしていない理由は何ですか』



○ 生涯学習をしていない理由は、「仕事が忙しくて時間がない」という回答の割合が35.8%と一番多く、次いで「特に理由はない」が28.1%、「きっかけがつかない」24.8%、「身近なところに施設や場所がない、学習の内容や時間帯があわない」20.2%、「費用がかかる」18.7%となっています。

⑤ 問：『あなたは、人々の生涯学習をもっと盛んにしていくため、国や県、市町村はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか』



(図11～15 平成25年度県民世論調査より)

○ 生涯学習を盛んにするため行政が力を入れるべきこととしては、「公民館や生涯学習センターなど公の機関におけるサービス（講座・時間等）を充実する」の割合が40.3%と一番多く、次いで、「情報を一元化して提供するなど、生涯学習に関する情報を得やすくする」が25.5%、「生涯学習を支援する地域の人材を育成する」が17.8%となっています。

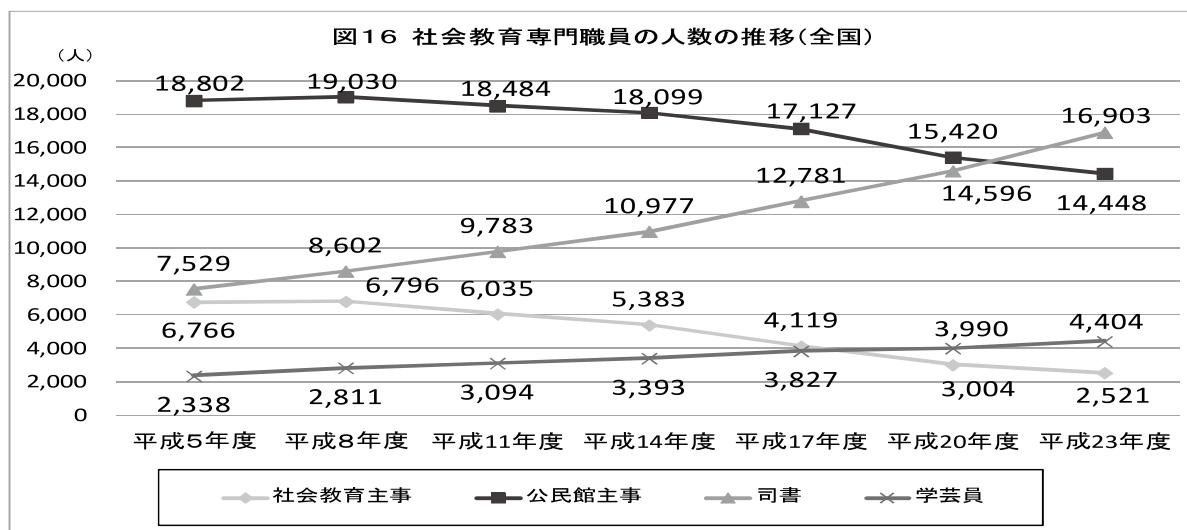
《生涯学習に関する課題》

- 生涯学習を行うためのきっかけづくり
- ニーズに応じた学習内容の提供や時間設定
- 地域の課題解決につながる学習プログラムの提供と環境整備

2 高知県の社会教育推進体制

(1) 社会教育関係職員

① 社会教育専門職員の人数の推移（全国）



(平成 23 年度社会教育調査より)

社会教育の推進を支える人材については、司書・学芸員の数は増加傾向にありますが、社会教育主事や公民館主事の数は減少しています。社会教育主事の数は、派遣社会教育主事への国庫補助制度の廃止（平成 11 年度）などの要因もあり、平成 8 年度の 6,796 人から平成 23 年度の 2,521 人と半数以下となり、社会教育主事が未配置^{*4}の自治体も増加しています。

② 社会教育主事

表5 市町村教育委員会の社会教育主事（有資格者数）の推移

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
県内の状況	社会教育主事（有資格者数）	17人	20人	24人	29人	34人
	有資格者のいる市町村数	13	13	12	18	21
	社会教育主事講習受講者数（県教委等含む）	15人	3人	4人	2人	21人
	受講場所 ^{*5}	高知大・国社研	徳島大・国社研	香川大・国社研	愛媛大	高知大・国社研

(平成 25 年度高知県社会教育関係調査より)

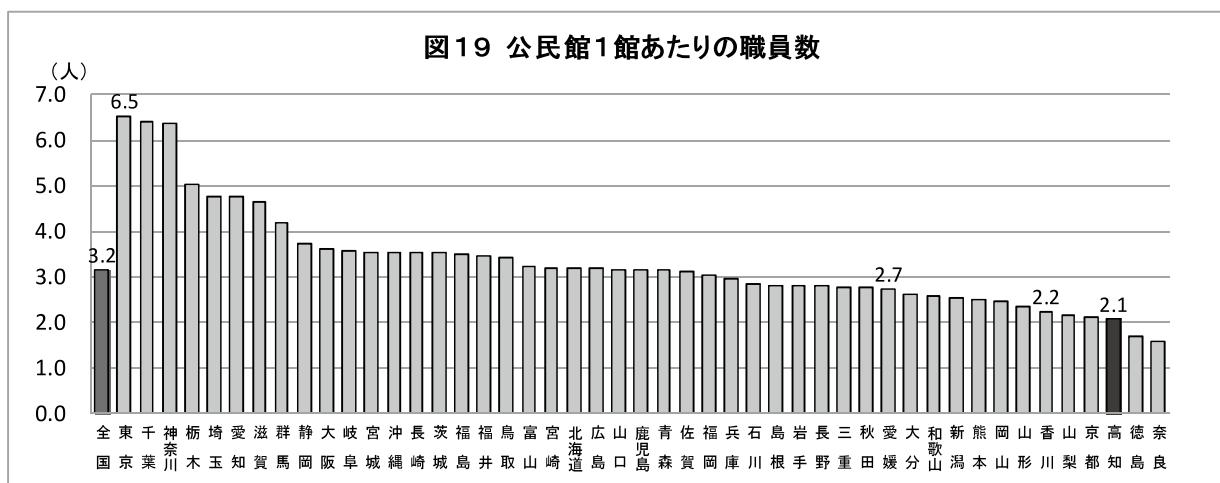
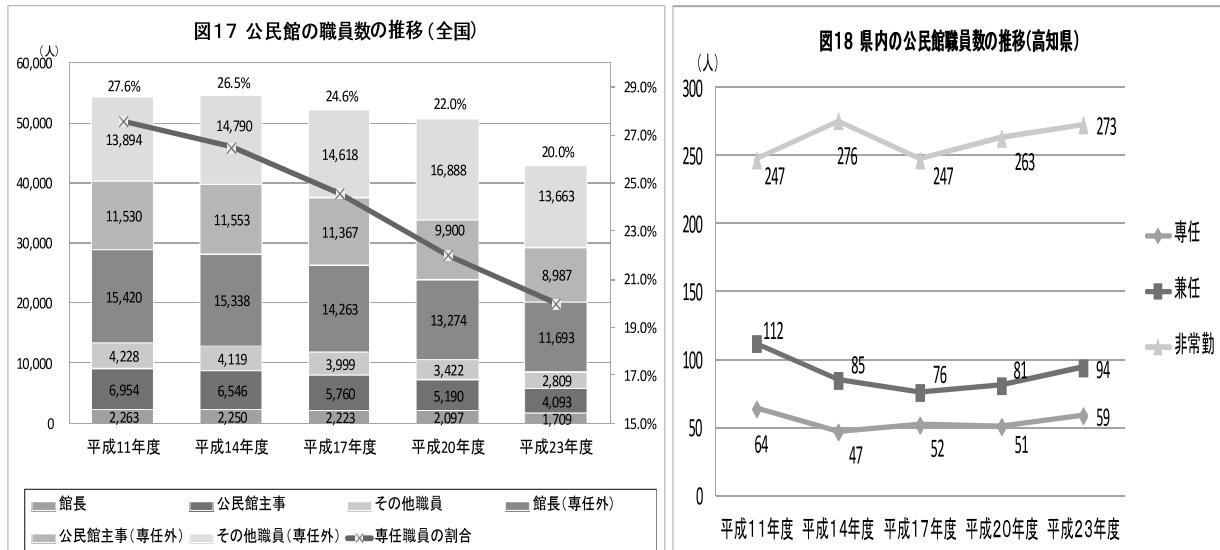
* 4 社会教育主事は、都道府県と市、人口 1 万人以上の町村の教育委員会には配置が義務付けられている。
(社会教育法第 9 条の 2 及び社会教育法改正法附則第 2 項並びに社会教育法施行令等の一部を改正する政令附則第 2 項第 3 号（昭和 34 年）)

* 5 社会教育主事の資格を取得するための講習は、文部科学大臣が委嘱した大学（四国内では 4 県が輪番で開催）及び、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターで実施されている。

社会教育主事は、地域の学習課題を把握する能力や社会教育施策を企画・立案し、地域住民の主体的な問題意識を喚起するなど、自主的・自発的な学習を促進・援助する役割があります。

平成 25 年度末現在、県内の市町村教育委員会では、社会教育主事の有資格者人数は 34 人で、34 市町村中 21 市町村に配置されています。

③ 公民館職員



(図 17~19 平成 23 年度社会教育調査より)

地域の学びの拠点である公民館には、社会教育に関する知識と専門性を有する専任の館長と公民館職員の配置が望まれます。

しかし、全国の公民館数が減少傾向にあることから、公民館の職員数は、平成 14 年度をピークに減少しています。また、配置される職員の任用形態をみると専任職員が減少し、兼任や非常勤の職員が多くなっています。

本県においても、公民館職員数は微増しているものの、専任職員の割合は低い状況にあります(図 18)。

また、公民館 1 館あたりの職員数は全国 45 位の 2.1 人で(図 19)、最も多い東京都の 6.5

人と比べると3分の1以下と非常に厳しい運営状況におかれています。

④ 市町村社会教育行政担当職員

これまで、社会教育の分野は、専門職である社会教育主事をはじめ、行政職員（公民館職員等を含む）が地域の指導的立場を担ってきました。

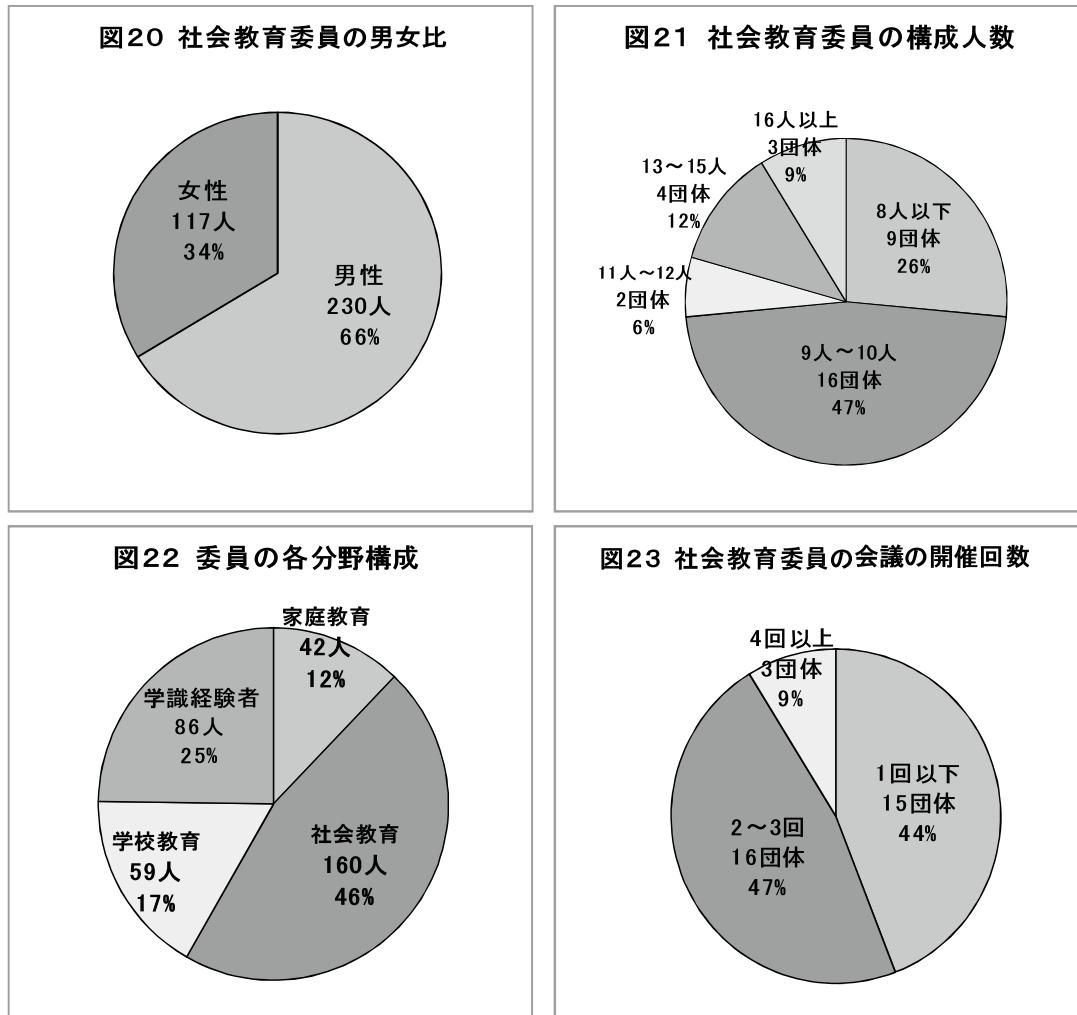
しかし、近年は、行政職員の在任期間が短くなり、人員削減も進むなか、業務負担も大きくなっています。

『社会教育関係職員に関する課題』

- 社会教育主事の配置の必要性について、市町村の理解を促進
- 社会教育主事の有資格者を増加させるため、社会教育主事講習の受講促進と受講しやすい環境づくりへの働きかけ
- 講習に出られない社会教育関係者の資質を高めるための取組

(2) 社会教育委員

① 市町村社会教育委員の現状



(図20～23 平成25年度高知県社会教育関係調査より)

市町村社会教育委員は、県内34市町村教育委員会のすべてに設置されています。そして、委員が相互に研究協議や情報交換を行うため、高知県社会教育委員連絡協議会が組織されており、全県的に社会教育の振興・充実に取り組む体制が整っています。

平成24年度における市町村の社会教育委員の現状をみてみると、委員数については、8人以下が9団体、9～10人が16団体、11～12人が2団体、13～15人が4団体、16人以上が3団体で(図21)、任期については、33団体が2年、1団体が1年となっています。

1年間の会議の開催回数の平均は約1.8回となっています。1回以下が15団体、2～3回が16団体、4回以上が3団体となっています(図23)。

委員には、各種団体の長が自動的に充てられる場合もあり、選出する目的が明確でないままに登用している状況もあります。

『市町村社会教育委員に関する課題』

- 社会教育委員の役割の明確化と、社会教育委員の会議の活性化
- 目的に沿って実績のある人材を登用するなど、社会教育委員の選出方法の検討

(3) 社会教育関係者の人材育成

① 社会教育関係者の研修

生涯学習社会の実現を目指し社会教育を振興するうえで、社会教育行政及び社会教育事業を担う職員の資質を高めていくことは非常に重要です。

特に、県民の学習ニーズが多様化・高度化している現在、社会教育主事や公民館職員には企画力やコーディネート力などにおいて、これまで以上に高い専門性が求められています。また、地域を知る人材や特定分野で高い専門性を持つ人材の存在が重要になってきています。そのため、県教育委員会では、市町村の社会教育行政担当職員等を対象とした研修、公民館職員等を対象とした研修、市町村の社会教育委員等を対象とした研修など、様々な領域の人材を育成するための研修を行っています。

しかし、研修全体の系統性や関連性が弱いことや、県内の市町村教育委員会の中には、社会教育担当者が1名しかおらず、研修会等への参加も厳しい状況があります。

表6 平成25年度 社会教育関係者の研修一覧（県教育委員会生涯学習課主催）

	名 称	時期・回数	趣 旨
子ども読書	読書ボランティア養成講座	①9月～12月 3ブロック・各3回 ②12月・1回	子ども読書推進にかかる人材を育成するために、読書ボランティア養成講座を開催とともに、既存のボランティアの資質向上を図る。
学び直し	若者自立支援スキルアップセミナー・相談会	8月・1回	困難を抱える若者の社会的自立を支援するために、ソーシャルスキルトレーニングやキャリアスキルトレーニングの基礎的な方法を学び、その技術を身に付ける。また、若者の自立に関する個別相談会を開催し、相談者の心的負担を軽減とともに、若者を適切な支援機関へ誘導する。
自然体験	自然体験活動指導者養成研修 (自然体験インストラクターの養成)	2月・1回 (1泊2日と1日など)	自然体験活動プログラムの企画・実施ができる指導者の養成を行う。
	自然体験活動指導者養成研修 (自然体験リーダーの養成)	9月・1回 (2泊3日)	「森のようちえん」をはじめとした幼少期の子どもを含め青少年向けの自然体験活動プログラムを指導できる指導者の養成を行う。
社会教育主事等	社会教育主事等研修	6・9・1月 3回	職務に必要な専門的知識、技術を身につける。

	名 称	時期・回数	趣 旨
社会教育関係団体	高知県公民館連絡協議会研修会	2回・研究大会1回	公民館の運営、事業内容についての研究協議を行う。
	高知県社会教育委員連絡協議会研修会	2回	社会教育委員の役割や活動について研究協議を行い、地域の社会教育・生涯学習の振興を図る。
	高知県PTA研究大会	7月・1回	幼児期から青少年期の教育課題を解決するための研究協議を行う。
	PTA・教育行政研修会	5月末～8月（7地区・各1回）	子どもたちの教育課題解決のため、学校・保護者・行政が連携し、PTAの組織的な取組を促進する。
学校・家庭・地域連携	放課後子どもプラン推進事業 指導員等研修会 【安全管理】	5月・3回	防犯及び防災についての知識・理解を深め、子どもたちの放課後等の安全・安心な活動場所（居場所）の充実を図る。 ○不審者対応 ○震災対応
	放課後子どもプラン推進事業 指導員等研修会 【家庭教育支援】	9月・3回	家庭教育支援の必要性等を学び、保護者への具体的な対応や指導員等ができる家庭教育支援について考える機会を設け、取組の充実を図る。
	放課後子どもプラン推進事業 指導員等研修会 【障害児理解】	11月・2回	特別な支援が必要な児童について正しい知識を身につけ、その支援方法を学ぶことにより、資質の向上を図る。
	放課後子どもプラン推進事業 指導員等研修会 【学習支援】	12月・3回	学習支援及び体験活動支援について学ぶことにより、指導員等の知識・理解を深め、資質の向上を図る。
地域連携	放課後対策事業における発達障害児等への理解を促進する地域サポーター養成研修	6・7・9・10・12月 5回	発達障害児等への理解を深めるとともに、市町村等と連携して域内の指導員等の知識・理解を共に深める活動を促進する地域サポーターを養成する。
	地域による教育支援活動研修会	10月	地域づくりの先進的な取組を学ぶとともに、「地域の子どもを地域で守り育てる気運づくり」についての情報交換を行い、今後の取組に役立てる。
	地域による教育支援活動成果発表会	1月	学校支援地域本部、放課後子どもプラン、家庭教育支援の取組の成果や課題等について学び、今後の効果的な事業展開に役立てる。
	地域による教育支援活動現地研修会	2月	先駆的に取り組んでいる放課後子ども教室への視察を通じ事例等を学ぶとともに、関係者同士の横の繋がりをつくる。

『社会教育関係者的人材育成に関する課題』

- 社会教育の推進に向けた効果的な研修の体系化と内容の充実
- N P Oや各種団体と連携した人材育成研修の実施
- 社会教育関係者の資質向上及び研修への参加促進
- 各種研修会や講習会等で学んだ人の活躍の場づくり（研修後のサポート）

（4）社会教育関係団体・N P Oの活動状況

① 社会教育関係団体の活動状況

表7 平成25年度 県が補助金を交付している社会教育関係団体の現状

団体	会員数	主な活動など
高知県連合婦人会	約6,000名	リーダー研修会、県外研修、全国大会、婦人大会、スポーツ大会
高知県青年団協議会	約200名	高知県青年大会、全国青年大会、青年の集い、交流スポーツ大会
高知県公民館連絡協議会	公民館長177名 公民館主事75名	研修会・・・年間2回、研究大会1回 内容・・・公民館の運営、事業内容についての研究協議（講演、実践発表、グループ討議）
高知県社会教育委員連絡協議会	34市町村：350名	研修会・・・年間2回 内容・・・社会教育委員の役割や活動について研究協議（講演、グループ協議）
高知県小中学校P T A連合会	51,560名	各地区P T A研究大会、母親委員研修会 広報研修会（広報誌コンテスト）、土佐の子育て交流会 日本P T A全国研究大会、四国P T Aブロック研究大会、その他・・・県P T A研究大会
高知県高等学校P T A連合会	14,111名	地区別連絡研修（6ブロック）・・・年間2回 高P連会員及び育成員制研修会・・・年間2回 その他・・・高P連中四国大会、全国大会、県P T A研究大会 単位P T A活動の充実、地区別、学校別育成活動
高知県国公立幼稚園P T A連絡協議会	962名	対象・・・県内P T A国公立幼稚園会員 研修会・・・P T A研究大会の実施 内容・・・講演会等 その他・・・高知県P T A研究大会

自治会・町内会といった地縁団体や婦人会・青少年団体等の社会教育関係団体は、住民と行政をつなぐ組織・団体として、生活に関する相互扶助、伝統文化の維持、地域課題解決などの機能を果たしてきました。

しかし、少子高齢化や生活形態の変化、組織への帰属意識の希薄化等により、婦人会や青年団をはじめ、既存の社会教育関係団体の会員数は年々減少しています。

② NPO法人（特定非営利活動法人）の活動状況

表8 NPO法人数と活動の種類

活動の種類	法人数	活動の種類	法人数
保健、医療又は福祉の増進	180	国際協力の活動	49
社会教育の推進	160	男女共同参画の促進	35
まちづくりの推進	176	子どもの健全育成	150
観光の振興	7	情報化社会の発展	47
農山漁村・中山間地域	8	科学技術の振興	30
学術・スポーツ等の振興	150	経済活動の活性化	86
環境の保全	118	職業能力の開発等	98
災害救援活動	37	消費者の保護	31
地域安全活動	48	連絡、助言等	149
人権・平和推進	63	条例で定める活動	0

* 法人数は重複有り

(表8 高知県県民生活・男女共同参画課の認証数より:平成25年9月末現在)

県内のNPO法人数は、平成25年9月には305となり、市民活動の広がりが見られます。活動分野を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を主な活動分野とする法人が多く、続いて「まちづくりの推進を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」を行う法人が多くなっています。

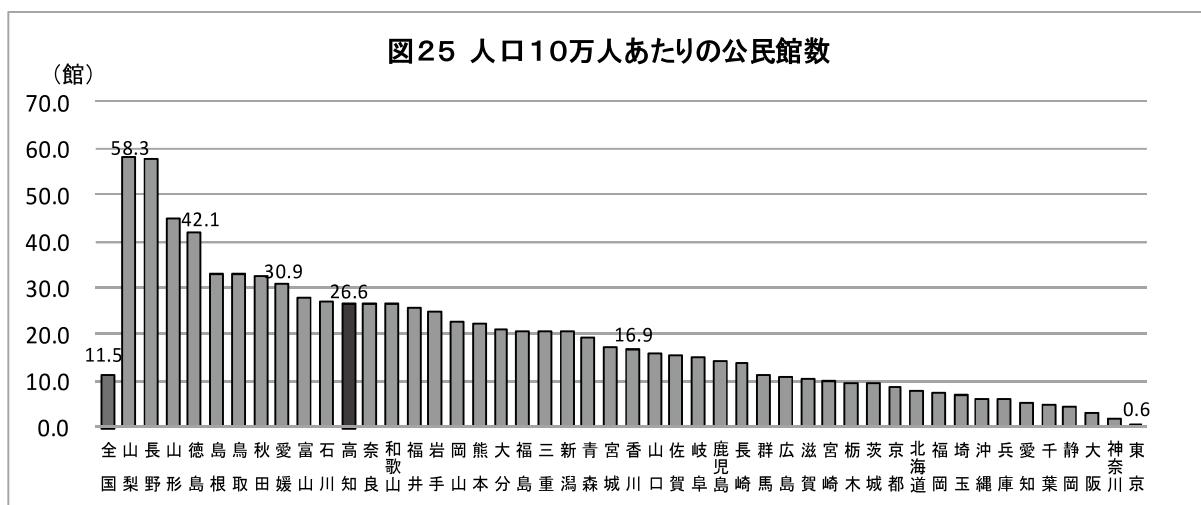
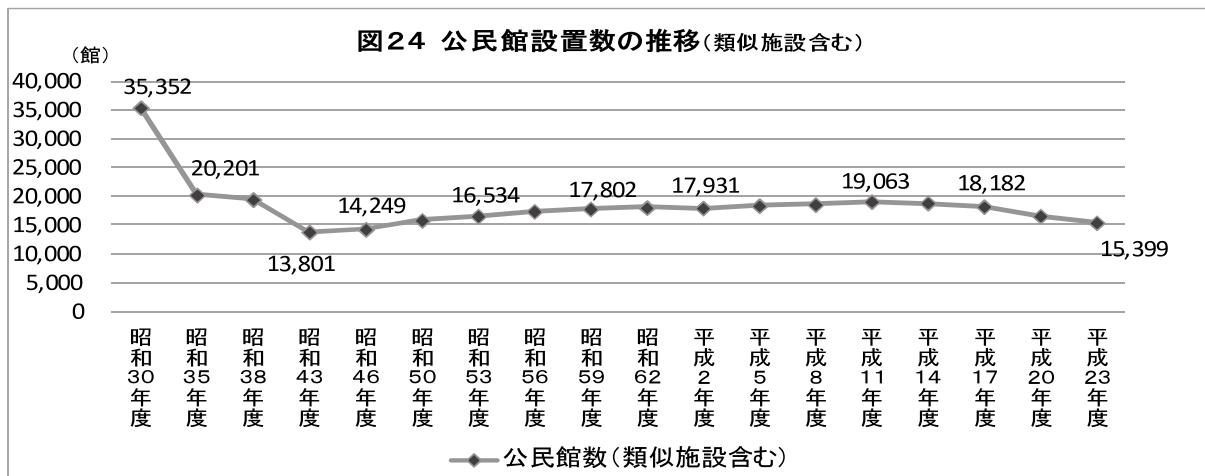
その他、「学術・スポーツ等の振興を図る活動」や「子どもの健全育成を図る活動」など、様々な分野でNPO活動が行われています。

《社会教育関係団体・NPOに関する課題》

- リーダーをはじめ後継者の育成と県や市町村行政の支援・協働の在り方
- 社会教育関係団体の活性化とNPOとの連携

(5) 公民館

① 公民館の設置数



(図 24～25 平成 23 年度社会教育調査より)

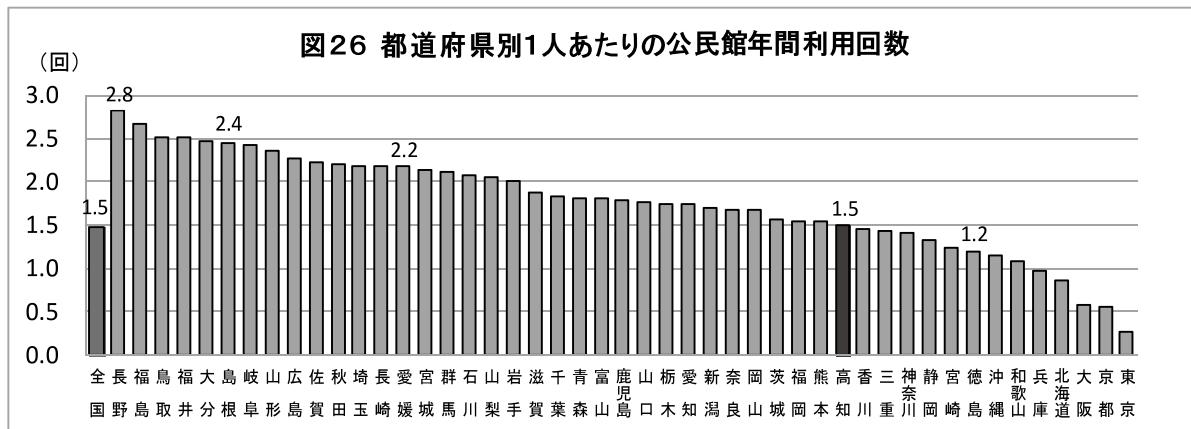
全国的には、公民館等の統廃合や首長部局への移管、指定管理者制度の導入などが進み、全国の公民館数（公民館類似施設^{※6}を含む）は、平成 23 年度には 15,399 館（公民館：14,681 館、公民館類似施設：718 館）となっています。

県内の公民館数は、平成 25 年度は 214 館（公民館：212 館、公民館類似施設：2 館）となっており、その中には、老朽化が課題となっている公民館もあります。

人口 10 万人あたりの公民館数は 26.6 館（全国 11 番目）ですが、公民館を設置している市町村は 27 市町村で、設置率 79.4%（全国 42 番目）となっています。

* 6 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管する公民館と同様の事業を行うことを目的に掲げる社会教育会館、社会教育センター等（地方自治法244条の2第3項に基づき管理者を指定しているものを含む。ただし、生涯学習センター、文化会館、集会所、自治公民館は除く。）。

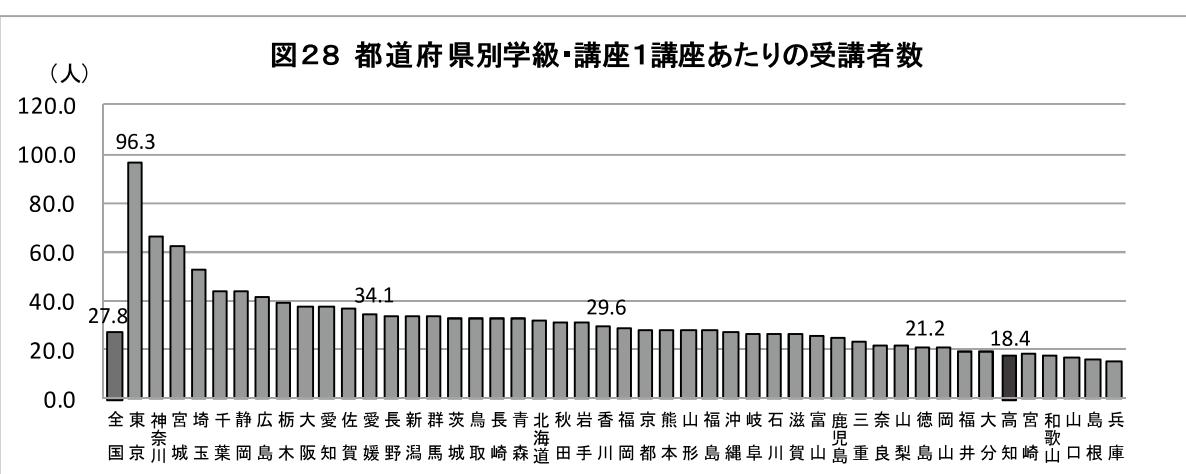
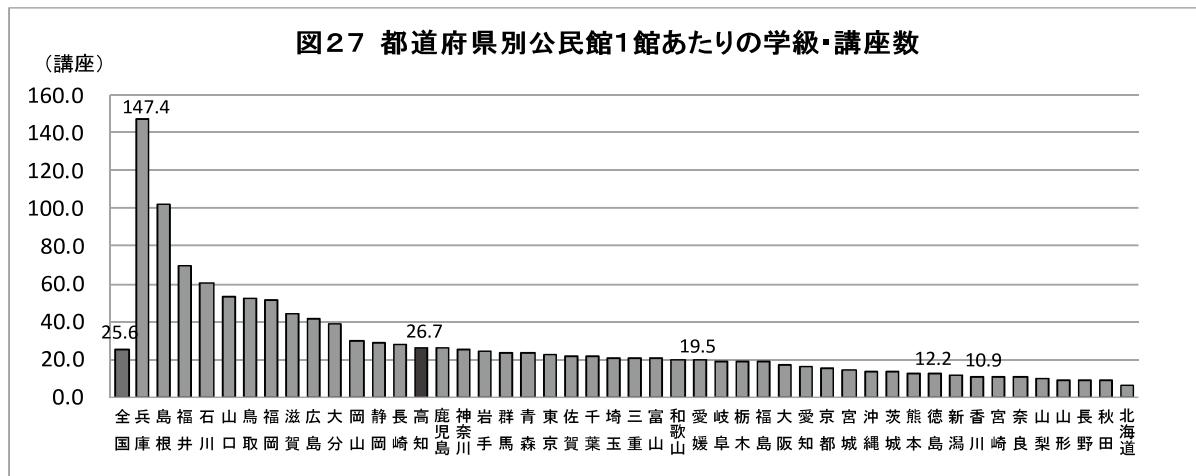
② 公民館の利用



(平成 23 年度社会教育調査より)

1人あたりの公民館年間利用回数を都道府県別に見ると、最も多いのは長野県の2.8回で、本県は全国平均並みの1.5回となっています。

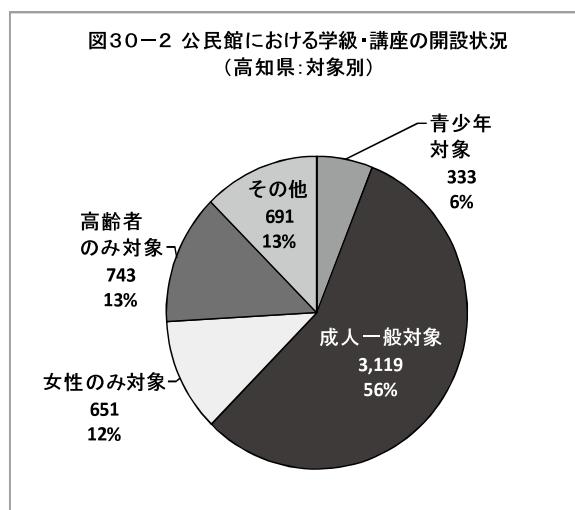
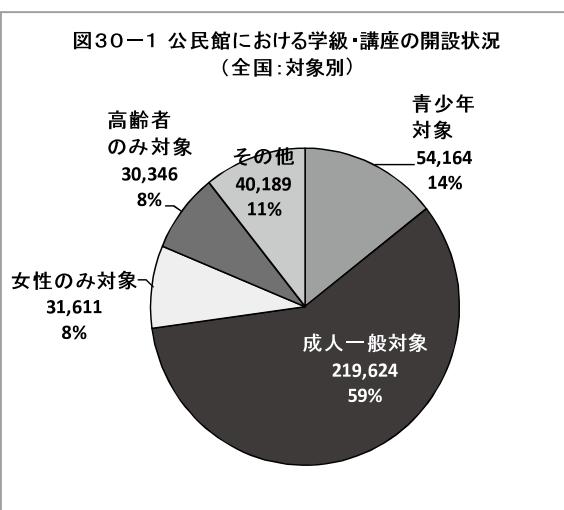
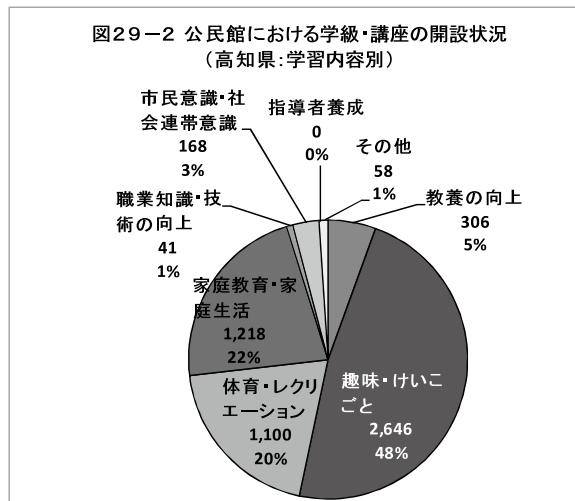
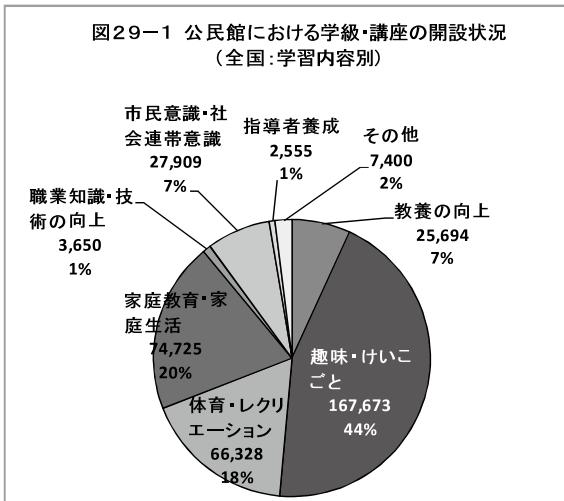
③ 講座、学習プログラムの開設状況



(図 27～28 平成 23 年度社会教育調査より)

公民館 1 館あたりの学級・講座数（図 27）を都道府県別に見ると、最も多いのは兵庫県の 147.4 講座で、本県は 26.7 講座（全国 14 位）と全国の中でも上位に位置しています。

しかし、学級・講座 1 講座あたりの受講者数（図 28）は 18.4 人（全国 42 位）で、全国平均を下回っています。これは、本県の地域性や交通事情との関連も考えられます。



（図 29～30 平成 23 年度社会教育調査より）

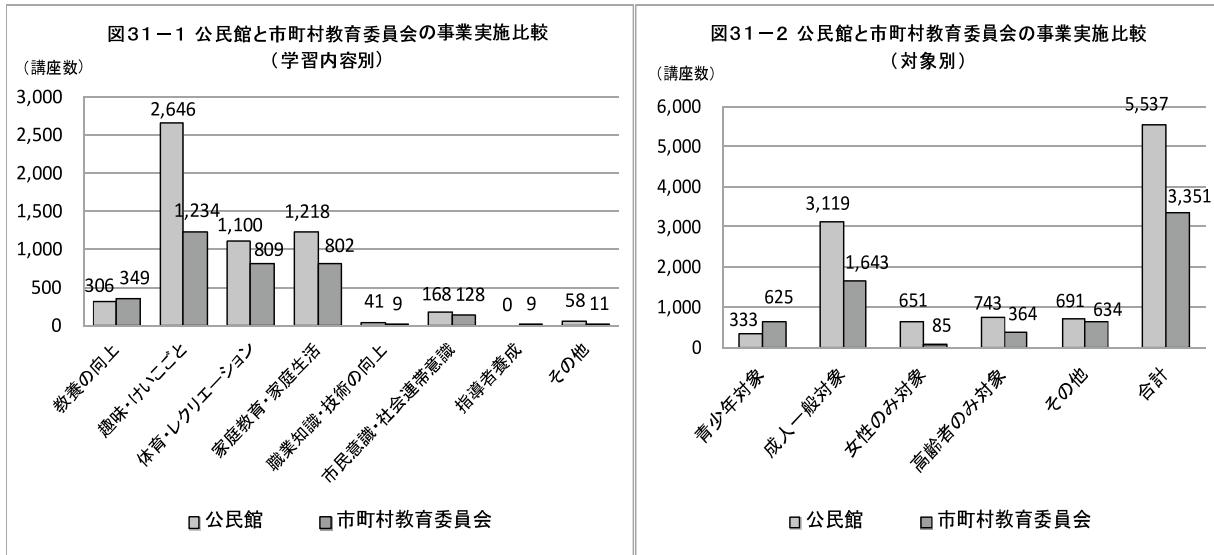
全国の公民館が行っている学級・講座数は、平成 20 年度（約 47 万講座）までは増加傾向にありましたが、平成 23 年度には約 37 万 5 千講座まで減少しています。

本県の状況を見ると、平成 20 年度は 10,463 講座でしたが、平成 23 年度には 5,537 講座となっており、大幅に減少しています。

学習内容別（図 29）では、「趣味やけいこごと」（48%）や「家庭教育・家庭生活」（22%）、「体育・レクリエーション」（20%）の内容が多くなっており、全国と同様の傾向が見られます。

対象別（図 30）で見ると、本県では「女性のみ対象」（12%）や「高齢者のみ対象」（13%）の講座が多く、「青少年対象」（6%）の講座は少ない傾向にあります。

《参考》 高知県：公民館と市町村教育委員会の事業実施比較



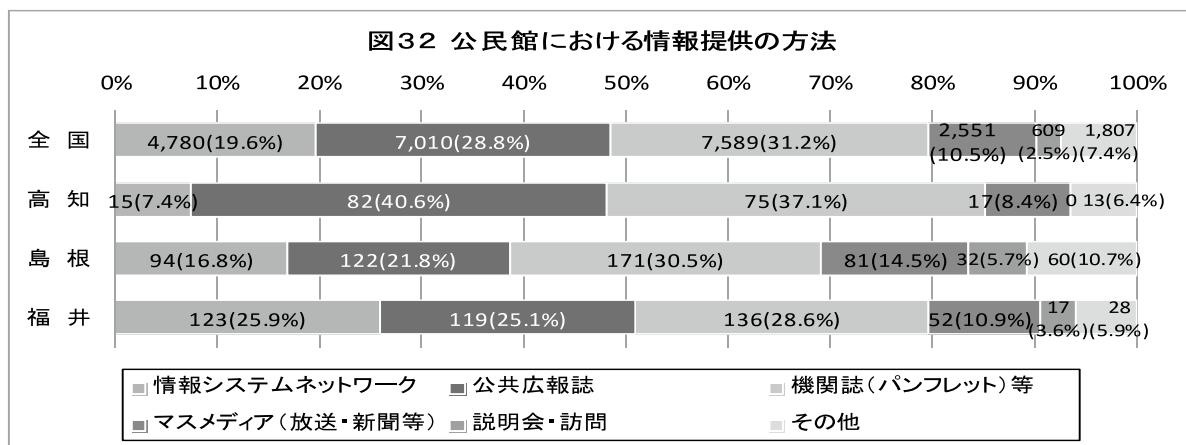
(平成 23 年度社会教育調査より)

本県の、公民館と市町村教育委員会の生涯学習事業の実施状況を比較すると、学習内容別では、「教養の向上」と「指導者養成」の事業は公民館より市町村教育委員会の方が多く実施しています。

対象別では「青少年対象」の事業は、公民館より市町村教育委員会が多く実施しています。

また、学級・講座の開設状況は、公民館では、「趣味・けいこごと」を開設している市町村(9市町村)が最多く、市町村教育委員会では、「家庭教育・家庭生活」を開設している市町村(10市町村)が最も多くなっています。

④ 公民館の学習情報の発信方法

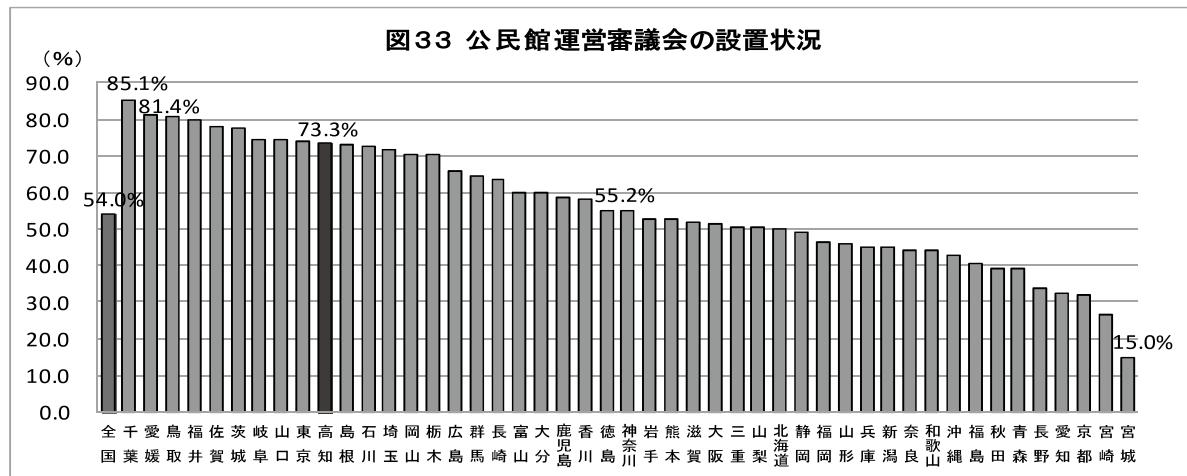


* 図の中の数値は公民館数とその割合

(平成 23 年度社会教育調査より)

本県における公民館の情報提供の方法は、全国と比較すると、ホームページなど情報システムネットワークでの情報発信は少なく、公共広報誌や機関誌を利用した情報提供が多くなっています（県内 212 館中 202 館で実施）。

⑤ 公民館運営審議会の設置状況



(平成 23 年度社会教育調査より)

平成 11 年の社会教育法改正により公民館運営審議会がそれまでの必置から任意設置となりました。

都道府県別の公民館運営審議会の設置状況(図 33)は様々であり、最も高い千葉県の 85.1% から最も低い宮城県の 15.0%まで大きな差があります。

本県の設置率は 73.3% (全国 10 番目) となっています。

《公民館に関する課題》

- 住民ニーズを把握し、地域住民が参加したくなるような事業の企画・立案
- 地域に向けた学級・講座等の効果的な情報提供や、新規利用者・団体を呼び込むための P R
- 公民館の老朽化への対応など、安全で安心な学びの場づくり
- 地域づくりに貢献できる人材の育成につながる学級・講座の開設
- 公民館の利用状況や講座内容等の分析と支援策の検討

第3章 今後の高知県における社会教育の在り方

1. 高知県の社会教育の方向性

第2章で述べた高知県における社会教育の現状と課題を踏まえたうえで、本県における社会教育の振興を図るためには、個々人が、自己の学習要求を満たすとともに、地域の課題を自らの課題ととらえ、能動的に課題解決に向けて取り組み、それらの活動を通じて地域住民に絆が育まれるという、社会教育の意義を再度確認しつつ、社会教育行政を進めていく必要があります。

今回の答申では、第2期教育振興基本計画において国が示した基本的方向性に基づき、以下の四つの視点で、本県の社会教育の方向性を提案していきます。

(1) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成

- 本県は、過疎化、少子化・高齢化、経済の縮小、南海トラフ地震等、県民の生活・安全に関わる重要な課題を抱えています。地域が活性化するためには、地域住民自らが地域の課題に気づき、その課題の解決に向けて積極的に行動することが大切です。
- そのためには、公民館等の安全で安心な地域の学びの場における様々な学習活動によって、住民一人一人の持つ資質や能力を高めるとともに、その成果を発揮することができる機会の提供や、地域住民の日常的な交流を促進するための取組が必要です。
- そうした取組を推進するためには、教育委員会だけでなく、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の開設や地域学習活動の支援を行うことにより、地域コミュニティの形成につなげていくことが望されます。
- そうして形成された地域コミュニティは、相互の信頼や協力が得られ、子どもの健全育成に関する意識や近隣の治安の向上、地域経済の発展、地域住民の健康の維持・増進など、より活発な地域コミュニティに進化することが期待されます。

(2) 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する取組の推進

- 地域のつながりの希薄化が進み、子どもたちが学校の教員や保護者以外の地域の大人と接する機会も減少しています。家庭や地域の教育力が低下していると言われているなか、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力しながら地域社会全体で子どもの育ちを支援する取組が一層重要となっています。
- 特に、家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものですが、現代の社会は家庭環境の多様化や地域社会の変化などを背景として、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子どもの

社会性や自立心などの育ちに課題が生じるなど、家庭教育の機能が弱くなっている状況も見られます。

- 第2期教育振興基本計画では、「全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。」との基本的考え方が示されました。

また、それらの取組とあいまって、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で、家庭教育が行われるよう支援を強化するとともに、課題を抱える家庭に学校と福祉等が連携した支援を行う仕組みづくりを推進するという方向性も示されています。

- 社会教育関係者の役割としては、これらの取組が、学校教育と連携して充実していくよう、また、首長部局や専門機関、NPO等の活動団体とも協働して推進していくよう、意図的に仕掛けていくことが望されます。

地域ぐるみで子どもを育てる取組は、大人にとって、その活動自体が大切な学びの場になるとともに、子どもにとっては、地域の行事や伝統文化の担い手として多くの大人と関わりながら、しかられたり褒められたりする中で、地域や郷土に対する愛着を育んでいくものと考えられます。関係者においては、子どもの育ちを支援する取組を進めていくうえで、地域の担い手を育てる、地域づくりの視点を共有することが大切です。

(3) 地域における「学び」や「学び直し」に向けた学習環境の充実

- 人は生涯にわたる学習により、自己を高め、その学びを社会に生かすことでより豊かな人生を送ることができます。

すべての人が豊かな人生をおくるために、あらゆる機会にあらゆる場所で、学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められています。

- 「学び」や「学び直し」を始める年齢やきっかけは、一人一人の状況により様々です。

また、人々の学ぶ目的や内容も、趣味や教養を深めることや仕事・就職のためのキャリアアップ、スポーツや文化活動・ボランティア活動など多様です。

- このような多様な学びを支援するためには、公民館をはじめとする社会教育施設や学校等を活用した学習活動を充実させるとともに、社会人を対象として大学等が行う公開講座などの生涯学習機能を活用し、幅広い学習ニーズに応えられる環境の整備と学習機会の充実を図ることが大切です。

- 特に、地理的に東西に長く、中央部の高知市に様々な施設が集中している本県においては、県民一人一人が、生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら人生を設計していくように、各地域にある社会教育施設等を活用した活動を充実させていくことが求められます。

(4) 社会教育関係者の資質向上と人づくりネットワーク

- 個人の生活様式や価値観が多様化するなか、地域住民の学習ニーズも多様化・高度化しており、社会教育に関わる職員の資質向上が求められています。そのため、社会教育専門職員をはじめとする社会教育関係者は、常に専門的な知識や新しい学習手法を学び、住民の主体的な学習の支援に努めることが大切です。
- 地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、社会教育の第一義的な役割を担っていますが、職員削減等による事業の縮小や、短い異動周期によって社会教育担当者が定着しないことなど、市町村における社会教育行政は厳しい状況にあります。
- そのため、県は市町村との連携・協働体制をより強化するとともに、市町村の社会教育関係職員、公民館職員、社会教育関係者等の資質向上を図るための各種研修会等をさらに充実させる必要があります。
また、県の教育事務所に配置された社会教育主事が、県と市町村をつなぐパイプ役として、より地域に近い立場で、情報収集や提供、地域の社会教育関係者・団体への支援などを、これまで以上に行っていくことが望まれます。
- 一方で、地域の中での自主的・主体的取組の推進や社会教育関係者への助言等を充実させるため、事業企画力や地域の多様な資源をつなぐコーディネート力などの高い専門性を持った社会教育主事等の配置を、市町村に求めていく必要があります。
- 地域住民主体の地域づくりを円滑に進めていくためには、地域住民の意思を行政に反映するしくみである社会教育委員会を活性化させるとともに、地域づくりを支える多様な人材の発掘・育成・活用を進めることが重要です。
また、近年、高齢者福祉や青少年教育、地域おこしなど、社会教育に関わる活動を積極的に行っているN P O団体も増加しており、既存の社会教育関係団体と合わせて、こうした地域人材の活用と関係者間のネットワークの構築を推進することも重要となっています。

2. 高知県の社会教育行政の具体的な方策

社会教育の意義を実現するために、地域のあらゆる機会とあらゆる場において地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう、社会教育行政は、その環境を醸成する役割を今以上に果たしていくことが求められています。

そのため、県の社会教育行政は、市町村の自主性・自立性に配慮しつつ、社会教育の推進に向けた支援を強化する必要があります。

ここでは、先に述べた県の社会教育の方向性に沿って、学習機会の提供や人材育成、ネットワークづくりなど、今後、進めるべき具体的な方策について提案します。

(1) 学びの場を核にした地域コミュニティの形成

- 学びの場を通じて地域コミュニティが形成されるためには、地域の実情に応じた学習の場や学習プログラムを確保し、課題解決に向けて主体的に参画する人材を育成していくことが大切です。
- 地域の学びの場とは、公民館だけでなく、コミュニティセンターや図書館・博物館等の社会教育施設や学校も含まれます。本県には公民館のない町村や地域もあり、そのような地域においては、身近にある社会教育施設や学校等を活用するなど、地域の実情に応じて学習環境を整備することが望まれます。
- 例えば、市町村の図書館・博物館等の社会教育施設は、郷土にゆかりのある人物や出来事など、郷土を学ぶ格好の教育資源です。こうした施設を活用し郷土学習を深める活動を進めることによって、その施設は地元の魅力を見直し、郷土愛を育む地域の学びの場となります。
- 学習プログラムの視点としては、①趣味や教養といった住民のニーズを満たすとともに、住民の健康増進や防災・減災、産業振興といった地域の課題に応じた学級・講座の企画と実施、②住民の主体的な活動を促すサークル活動への支援、③地域住民の交流が図れる各種行事の実施、などが考えられます。
このような視点を踏まえながら、効果的な学習プログラムを開発するためには、専門性を有し、企画・立案力、実践力を持つ人材が必要です。
- そして、このような学習プログラムに沿った学習活動に多くの地域住民が自主的に参画し、地域の課題解決に向けた活動を通じて、地域コミュニティが形成されていくことが望されます。

【主な方策】

① 地域課題の解決に向けて主体的に取り組む人材の育成

地域課題を解決するためには、「趣味・けいこごと」といった講座以外にも、地域の課題に関する学習機会を提供し、そこから住民の自主的な活動につなげていくことが有効です。

県内においても、南海トラフ地震に備えた防災・減災学習を地域ぐるみで取り組んだり、産業振興・高齢者福祉等に公民館を拠点として取り組んでいる地域があります。

それらの活動を推進していくためには、地域の中にリーダー的存在となる人材が欠かせず、こうしたリーダーが地域の課題や住民のニーズに対応した講座等を企画し、効果的なPRを行い、地域住民を巻き込んだ様々な取組に発展させていくことが望まれます。

そのため、県が行なう研修会等においても、講座やイベントの企画・立案力を高めたり、リーダー育成に結びつくような取組を進めていくことが必要です。

② 社会教育施設等や学校の活用促進

市町村内の関係機関や団体が連携し、地域全体で一つのテーマについて学ぶ機会を提供する事業を展開することなどによって、地域住民の学びへの意識を向上させるとともに、地域全体の活性化につながることが期待されます。

そのためには、社会教育施設等と学校施設との複合化や、学校の余裕教室等の活用を促進するとともに、集落活動センターやあったかふれあいセンター等の首長部局の施策とも連携を図るなど、住民が身近な場所で学ぶ機会や、世代間交流のできる機会を増やす取組を支援していくことが重要です。

また、安全で安心な学びの場づくりに取り組む市町村への支援の検討が必要です。

③ 効果的な学習プログラムの開発と普及に対する支援

地域コミュニティの形成につながる学習プログラム開発のためには、公民館等の学びの現状や課題を把握し、分析するとともに、先進事例や専門性を有する人材などの情報提供を行うなど、広域的な視点に立ち支援することが重要です。

また、学習プログラムによってもたらされた成果を普及・啓発し、市町村での取組が推進されるよう支援を行っていくことも重要です。

④ 地域住民の自発的な学習活動の促進

各地域では、シルバー大学や生涯大学などの生涯学習や、同じ目的を持った住民によるサークル活動など自主的な学習活動が行われています。また、こうした活動を行う団体に対して会場使用料の減免などの支援を行っている市町村もあります。

このような事例を他の市町村に紹介しながら、地域住民による自発的な学習活動がさらに活発に行われるよう、学習活動の場の提供や、各種講座への講師招聘、学習の成果を発揮できる機会の提供などの支援が行われるよう働きかけていくことが大切です。

⑤ 地域コミュニティの形成に向けたモデル事業の実施

島根県では、平成19年より「実証！『地域力』醸成プログラム」事業を実施し、公民館

が主体となって、地域力の醸成に貢献しています。プレゼンテーション大会により選出された公民館の取組は、地域住民のニーズを的確に把握しつつ、住民の参画・協働を進め、地域の活性化を実現したモデルとして、他県の公民館活動にも多くの示唆を与えています。

本県においても、地域コミュニティの形成に向けた事業の普及・促進のため、モデルとなる事業に対する助成などの支援を検討することが望まれます。

(2) 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する取組の推進

- 「学校支援地域本部」（平成 25 年度 17 市町村で実施）や「放課後子ども教室」（平成 25 年度 31 市町村で実施）など、地域住民の参画により子どもたちの育ちを支援する体制づくりが進められてきました。これらの取組は、子どもたちの教育環境を改善するのみならず、活動を通じて地域住民同士のつながりや絆を強化し、活力あるコミュニティの形成にもつながっています。
- 一方、学校ではキャリア教育や道徳教育、地域ぐるみの防災教育などを通じて、子どもたちの「生きる力」を育む学習活動が積極的に進められています。
学校教育行政と社会教育行政が互いに連携し、一体となって取り組むことで、子どもたちの教育環境が整備されるとともに、よりよい学習効果が期待できます。
- 学校と地域の連携を進めるためには、学校側からも積極的に地域と連携して、その力を借りながら地域ぐるみで子どもを育てていこうとする意識を持つことが必要です。実際に学校教育活動等に多くの地域住民が関わるようになったことで、その有用性を実感し、教職員の意識改革が図られたという報告もなされています。
- これらの取組を進めるためにも、教職員には、保護者や地域住民との良好な関係を構築するためのコミュニケーション能力や、地域の教育資源を積極的に活用できる多様なマネジメント能力が求められます。また、学校が地域に開かれ、地域社会に貢献していくためには、社会教育主事資格を持った教員の学校への配置、教員を対象とした社会教育的手法を身につけるための研修の実施、地域連携を進められるような校務分掌の工夫などを行っていくことも望されます。
- また、家庭教育を支援する取組としては、これまで、「早ね早おき朝ごはん」県民運動や P T A との合同研修会の開催のほか、子育てサークルなど地域における子育て支援活動を通じた取組が進められてきました。しかし、地域社会から孤立した家庭においては、保護者だけでは解決できない課題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっているケースも指摘されています。
- 今後は、これまでの取組をさらに充実させるとともに、家庭が抱える様々な課題に対応した支援を行うため、教育・福祉の関係機関や団体等がネットワークを構築するとともに、

より多くの保護者が参加できる学習プログラムの作成や、地域における親子の居場所づくりを進めるほかに、課題を抱える家庭への訪問や相談対応など、地域の身近な立場の人による寄り添い型の支援の仕組みづくりを推進していくことが大切です。

【主な方策】

① 学校教職員の理解促進のための研修の実施

学校教育と社会教育の連携の必要性について理解を促進するためには、若年教員も含めた教職員を対象とした研修の実施と、社会教育関係の研修に学校教育関係者が参加する機会を増やすことが有効だと考えられます。

また、管理職をはじめ教職員を対象とした研修会等においては、「地域の力をうまく取り入れていくことが学校運営のための重要な要素である」との認識が深まる内容を盛り込むことが重要です。

② 学校・地域をつなぐ「地域連携担当教員（仮称）」の位置づけ

学校と地域の円滑な連携体制を構築するためには、学校側のコーディネーター役として、校務分掌の中で「地域連携担当教員（仮称）」を位置付けて取り組んでいくことが効果的です。担当教員が管理職とともに関わることにより、校内のニーズが集約され、取組の計画性・継続性が高まり、組織的な取組がより一層進みます。また、「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」の地域コーディネーターとの連携のなかで、地域との結びつきが強まり、地域が学校の応援団となることが期待できます。

③ 学校教育における社会教育主事有資格教員の配置

学校と家庭、地域社会を結びつける推進役として、社会教育主事有資格者を学校現場に計画的に配置することが、開かれた学校づくりの推進と、地域ぐるみで子どもを育てる気運の醸成に有効であると考えられます。

そのため、学校関係者が計画的に社会教育主事講習を受講できる機会を設けることが重要です。

また、学校・家庭・地域の連携を進めていくためには、学校教育を進める指導主事と社会教育主事が連携・協力して活動できる体制づくりも重要です。

④ 親の育ちを応援する学習プログラムの作成と普及

保護者が参加しやすい身近な環境（学校や公民館、子育て支援センター等）で、子育てに不安をかかえる親同士の学び合いや仲間づくりの機会を提供し、子育てへの自信や対処能力が持てるよう、体験型やワークショップ形式の学習プログラムを作成する必要があります。

また、学習プログラムの普及にあたっては、地域の子育て支援者の協力を得ながら、身近な立場で子育て家庭をサポートする仕組みづくりと併せて進めていくことが望まれます。

(3) 地域における「学び」や「学び直し」に向けた学習環境の充実

- 住民一人一人が生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら人生を設計していくことができるよう、新たな学びへの挑戦や学び直しが可能な環境づくりが求められています。
- ライフステージに応じた学習機会を提供するためには、地域における高等学校、大学等を活用した学びの場の充実が望まれます。定時制高等学校と連携した聴講生制度の導入によって、地域住民が資格試験や自身のスキルアップなどを図る学びの場を提供するなど、「地域住民の学びの場」としての学校の活用が推進されることが期待されます。
- 一方、本県は全国と比較しても不登校、高等学校中途退学、ニートの若者の割合が高いことから、このような若者の支援を行うために、若者サポートステーションによる就学や就労に向けた支援の充実と、関係機関と連携した取組が一層求められています。さらに、若者が身近な場所で支援を受けられる具体的な取組が必要とされています。
- また、県内すべての地域ですべての人が生涯にわたり多様な学習活動を行えるよう、情報機器の活用も含めた多様な学習機会を提供することが望れます。

【主な方策】

① 地域と大学との連携強化

現在、地域と大学との連携強化や大学の生涯学習機能の強化、地域の課題解決への貢献は、大学改革の重要な課題となっています。そのため、大学においても公開講座の開催により、一般市民が自己の能力を高めたり、地域の課題解決の方法を学ぶことができる機会を提供することや、講座への参加を促進することによって地域貢献の役割を果たそうとする動きがあります。

このような大学の動きと住民の学びの意欲をつなげるためには、広報誌やホームページなどによる情報提供を行うとともに、学びに関する相談窓口を設けることが有効です。

② 高等学校における聴講生制度の活用促進

多くの地域住民の学び直しやスキルアップにつながるため、高等学校の聴講生制度を活用することは大変有効であると言えます。

近年、本県の高等学校の定時制や通信制で学んでいる生徒のうち、勤労青年の割合は少なくなり、中学校卒業後すぐに入学してくる生徒が大半を占めている現状があります。各学校に聴講生制度を導入することは、幅広い年齢や豊かな生活体験を持つ地域の人々と接する機会にもなり、社会経験が少ない生徒たちにとっても社会性を身に付けることにもつながります。また、受講人数が増えることによって、開設される講座の種類を増やすことができ、より学びの機会も広がります。

学校が、地域住民とのつながりの場となることで、地域の絆が生まれ、地域の学校として発展させることが期待されます。

③ 若者サポートステーションや関係機関との連携

ニートや引きこもりなど困難を抱える若者の社会的自立を促進するためには、学校や関係機関、若者サポートステーションが連携をさらに強化し、学校からの切れ目のない支援をより確実なものにすることが必要です。

そのためにも、支援の中核を担う若者サポートステーションの体制を充実させることが重要です。

また、若者の身近な場所で支援を行うために、公民館等の社会教育施設の活用や、教育支援センター等の関係機関でも利用できる支援プログラムの開発等が必要です。

④ インターネット等を活用した学習の推進

多くの機能が集中する高知市から遠隔地にある市町村が多いという地理的状況を踏まえ、放送大学やインターネット等の活用による学習を推進することが有効です。その際には、個人学習だけでなく、公民館や図書館、学校などにおいて、住民が共に学習できる場を設けることで、地域住民の交流や学びが深まるよう、環境づくりへの支援を行うことが望まれます。

（4）社会教育関係者の資質向上と人づくりネットワーク

- 社会の変化や住民のニーズに対して、迅速かつ柔軟に対応する力や、積極的に地域住民と連携を図っていけるコミュニケーション能力・ファシリテーション能力・コーディネーター力などの、社会教育関係者に求められる資質・能力の向上に向けた取組を充実させていく必要があります。
- また、社会教育専門職員をはじめ、読書ボランティア、自然体験リーダーやインストラクター、学校支援地域本部等のコーディネーターなど、社会教育施設や地域での学びの活動を支える人材を育成することも大切です。
- 社会教育の振興においても官民協働で取り組むことが必要であり、社会教育委員は、教育行政に住民が参画するという大変重要な意義を持っています。その意義を再認識して、委員選出の目的を明確に持って登用し、行政と住民が社会教育に連携して取り組む体制を構築することが望されます。
- 社会教育行政は、教育委員会、首長部局、高等教育機関、社会教育関係団体、N P O、ボランティア団体等が持つ、ヒト・モノ・ハコといった学習資源の情報を収集し、社会教育における多様な学びの場で連携した取組が行われるよう、地域を越えたネットワークの構築を促進していくことが期待されています。

【主な方策】

① 社会教育関係者の研修の体系化と充実

本県では、社会教育関係者を対象とした様々な研修が実施されていますが、それらの研修の体系化と充実を図ることにより、さらなる資質の向上につながることが期待できます。

また、初めて社会教育に関わる人をはじめ、広く社会教育関係者が社会教育に関する認識を高めるためには、テキストブック等を作成し、研修で活用していくことが有効です。

② 市町村職員の社会教育主事講習受講と社会教育主事の配置促進

市町村の社会教育行政が主体となって、地域の課題を解決していくためには、社会教育主事資格を持つ職員の存在が重要であり、市町村教育委員会職員の受講を促進する必要があります。

また、社会教育主事の有資格者を首長部局に配置することは、地域づくりなどの行政施策を推進するうえでも有益であるため、教育委員会だけでなく首長部局の職員を含め、計画的な受講を働きかけることも重要です。

③ 社会教育委員会の活用と会議の活性化への支援

市町村によっては、社会教育委員の会議の回数が少なく、十分に機能していない現状があります。

地域課題の解決や地域づくりを推進するためには、社会教育委員が主体的・能動的に役割を果たしていくことが重要です。そのため、社会教育委員制度を積極的に活用していくよう市町村教育委員会に働きかけことや、社会教育委員の活動につながる研修などを充実させていく必要があります。

④ 県の社会教育行政と市町村教育委員会の連携強化

社会教育の振興のためには、県と市町村の社会教育行政の連携は必要不可欠です。県は市町村の現状把握に努め、有益な支援策を検討するとともに、県内外の先進的な取組事例の把握に努め、成功の要因等について分析し、今後の取り組みに生かせるよう積極的に発信していくことが重要です。

⑤ 社会教育関係者が一堂に会する社会教育実践交流会（仮称）等の実施

公民館職員等の社会教育行政担当者は、地域の社会教育推進の第一人者です。また、P T Aや婦人会等の社会教育関係団体は、長い間、地域で活動してきた強みがあります。そして、N P Oは特定のテーマについての目的と理念のもと、地域で様々な活動を展開しています。

このような、様々な社会教育関係者や団体が、垣根を越えて集まり、情報交換をすることは、それぞれの活動をより高めるとともに、関係者間のネットワーク化が進み、社会教育全体の振興につながります。

そのための機会として、また「学び」を通じて、地域の絆を創出する気運を高めるためにも、社会教育実践交流会（仮称）等の実施が望まれます。

《参考資料》

- ・高知県社会教育委員名簿
- ・社会教育委員会における検討の経緯

高知県社会教育委員名簿

区分	氏 名	現 職 名 等
学校教育	山川 陽司	高知県立佐川高等学校長
社会教育	寺尾 敦子	前高知県連合婦人会長
	高橋 須磨	高知市立春野公民館芳原分館運営委員 芳原まちづくり協議会メンバー
	森本 孝教	土佐市立中央公民館長
	元吉 喜志男	高知県立文学館長
家庭教育	田村 裕子	佐川町放課後子どもプラン運営委員 N P O 法人 とかの元気村 理事
学識経験者	内田 純一	高知大学教育学部教授
	時久 恵子	香美市教育長
	馬場 祐次朗	徳島大学 大学開放実践センター長・教授

社会教育委員会における検討の経緯

回	開催日	内 容
第1回	平成 24 年 10月 31 日	<p>【諮問】 「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」</p> <p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高知県の社会教育の現状と課題について ◆ 協議の論点について
第2回	平成 25 年 2月 22 日	<p>【学習会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会教育の意義について <p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の社会教育を支える体制について ◆ 平成 25 年度社会教育関係団体への補助金について
第3回	平成 25 年 6月 11 日	<p>【学習会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の実践に学ぶ（高知市春野町芳原の取組より） <ul style="list-style-type: none"> ・ 芳原・歴史と子どもふれあいの杜、春野（芳原）おもちゃ図書館 <p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公民館について <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知市立春野公民館芳原分館の取組 ・ 高知県内の公民館の現状
第4回	平成 25 年 10月 31 日	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会教育関係団体の現状と課題、支援の在り方について ◆ N P O 団体・民間との連携、協働について ◆ 社会人を対象とした高等学校、大学等の取組について ◆ 各関係機関のネットワークの構築・深化について
第5回	平成 26 年 1月 17 日	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 答申「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」について <p>※骨子案の検討</p>
第6回	平成 26 年 3月 18 日	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 答申「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」について <p>※答申案の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成 26 年度社会教育関係団体への補助金について
第7回	平成 26 年 6月 10 日	<p>【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 答申「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」について <p>※答申案についての最終まとめ</p>
第8回	平成 26 年 7月 25 日	<p>【答申】</p> <p>「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高知県教育委員会との意見交換